

安座真海浜公園売店等管理運営業務規約

第1条 （目的）

施設利用者への目線を大切にした管理運営を行うことを基本方針とし、サービスの向上と新たなイメージアップを図り、南城市観光振興の発展に寄与することを目的とする。

第2条 （責務）

安座真海浜公園売店等管理運営業者（以下、受託者という）は、一般社団法人南城市観光協会（以下、施設管理者という）の指示に従い海浜公園条例、同条例施行規則に基づいて業務を忠実に実施し利用者に不快感を与えないように努める。

第3条 （販売業務）

商品販売、飲食、サービスの提供を行い他の用に供してはならない。また、販売の内容に関しては施設管理者と調整し、原則として重複する内容の販売提供は行わないものとする。

海浜公園の条例に伴い、ビン類の販売は原則禁止とする。

第4条 （契約営業期間及び営業時間）

営業期間は原則として平成 27 年 4 月 19 日から平成 27 年 10 月 31 日までとする。また、営業時間については、午前 10 時～午後 7 時まで（7・8 月は午後 8 時まで）とする。但し、台風及び悪天候の影響で遊泳禁止になった場合の営業休止、早期閉店する時は施設管理者と調整し決定する。その他営業時間外、営業期間外である場合でも施設管理者からの要請があった場合は、調整のうえ営業するようにする。

第5条 （店舗使用料及び販売手数料）

売店の店舗使用料（4～6・10 月：50,000 円 7～8 月 70,000 円 税込・水道料込み）及び移動式パーラー販売手数料を営業翌月の 15 日までに施設管理者の指定金融口座に振込み支払いする。売店店舗使用料 4 月分に関しては日割り計算とする。

第6条 （電気料金の支払い）

施設管理者は、売店及び移動式パーラーにて発生した電気料金の請求書を月毎 5 日までに受託者へ発行し、受託者は営業翌月の 15 日までに施設管理者の指定金融口座に振込み支払いする。

第7条 （塵の処理）

管理運營業務に係る可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみは施設専用ごみ袋に入れ施設内にて処分することができます。その他、粗大ごみや施設管理者が処分不可と判断したごみに関しては持ち帰りとなります。
処分代金に関しては店舗使用料及び販売手数料に含まれます。

第8条 （各種免許・保険）

売店等の管理運營業務をするにあたり、各種資格免許を有し並びに保険に加入しなければならない。

第9条 （施設の返還）

期間満了、解除、解約その他の事由により終了したとき、受託者所有の内外装設備、商品、什器及び備品を受託者の責任と負担で撤去し、売店等を原状回復したうえで、施設管理者へ明け渡すものとする。

第 9 条（事故及び苦情等の処理）

受託者側の運営に係る苦情及び事故については、受託者が責任をもって対処する。また、施設管理者へ文書により報告し、改善のための処置を十分協議する。

第 10 条（処分）

第 9 条に伴い、改善の対処が見られないと判断した際は、施設管理者は受託者に対し、文書でもって契約解除することができる。

第 11 条（その他）

本契約に定めのない事項については、施設管理者と受託者との協議のうえ定めるものとする。

（附則）

本規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。